

## ○那覇市議会議員定数条例

〔平成14年12月27日〕  
〔条 例 第 6 8 号〕

改正 平成18年6月1日 条例第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、那覇市議会議員の定数は、40人とする。

### 付 則

- 1 この条例は、平成15年1月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。ただし、付則第2項の規定は、同日から施行する。
- 2 那覇市議会議員の定数を減少する条例（平成元年那覇市条例第11号）は、廃止する。

付 則（平成18年6月1日条例第30号）

この条例は、次の一般選挙から施行する。

### 【参照条文】

法第91条第1項（市町村議会の議員の定数）